

宝塚九条の会 瓦版

第 9 4 号

2018年2月

連絡先／宝塚九条の会事務局 〒665-0034 宝塚市小林 2-11-4 岩井尚子気付 TEL 0797-73-5376

3000万人署名成功させよう！

2月9日累計482筆

1月の活動報告

1月9日 新成人への呼びかけ

宝塚南口駅頭でチラシ（ポケットティッシュに添付）を配布
300個用意していたものが短時間で無くなりました。

1月19日（金）逆瀬川駅前宣伝

参加者 宝塚九条の会から7人 甲東平和を考える会から5名参加

1月21日（日）宝塚九条の会憲法を語る新春のつどい

宝塚市立西公民館で茶話会

西澤世話人の冒頭発言の後、意見交換

冒頭発言は、戦時下の生活と戦後日本国憲法が公布されたときの感動など、ご自身の体験に基づく内容でした。他の参加者からも、戦争体験が披露されました。

短期間に85筆の署名を集めた本会世話人・納田さんの、「署名を集めるコツ」を聞きました。出かけるときは常に署名用紙を持参し、知り合いに遭えば訴える。内容はともかく、つながりで大体署名してもらえる。目標を100以上にして「国民投票の時には必ず反対投票をするようはっきりと約束してもらうことが大切」と述べられました。



1月28日 講演会 仁川カトリック教会聖堂

主催：甲東平和を考える会

共催：宝塚9条の会ほか

後援：宝塚市

「憲法を生かす平和な未来を」

＝今、「改憲」問題を考える＝

【記念講演】小森 陽一 さん

小森さんには、昨年9月、宝塚九条の会第12回記念集会で講演をしていただきました。それから4ヶ月あまり、再びお話を聴くことがで



きました。

編集者にとって特に印象深かったのは、「9条3項加憲論」の危険性を知らせる対話運動を進める上で一番大切なことは何かという点でした。



「多くの人たちが自衛隊を認めている。ずっと災害救助をやって私たちを助ける組織だから戦場に送って殺し殺される状態にしてはいけないというのが大多数の一致点。私たちは何を説明しなければならないかという、2015年9月19日の前の『自衛隊』という3文字と安保法制が強行採決されてしまった後の『自衛隊』とは同じ3文字でも意味が全く違うということです。やや長く説明しますが、例えば駅頭では2分間ぐらい(通りかかった人が通り過ぎるまでの時間)で、中身を正確に伝えてください」

伝えなければならない事項は、「2005年と2012年の自民党改憲草案で、アメリカから一番要求されたことは何か」というと、(自民党案)9条2の③のところ。自衛隊は国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び緊急事態における公の秩序を維持し云々。これが一番かなめになっている。『安保法制』施行後の『自衛隊』という3文字に埋め込まれた海外での米軍との武力行使。2014年の閣議決定に基づく集団的自衛権行使容認に基づいて作られたのが2015年の『戦争法』で、10の自衛隊をめぐる法律のすべてに(自民党改憲案の)自衛隊の任務として『国際社会の平和と安全を確保するために協調して行われる行動』という文字が入れている。安保法制が通った後の『自衛隊』という3文字の組織名は安保法制全部を背負っている。その『自衛隊』を憲法9条3項に書き込んだら、『国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動』が自動的に(憲法に)書き込むことと同じわけで、1項2項は死文化され、自衛隊は海外でアメリカと一緒に軍事活動できる軍隊になってしまうということです。大体10分かけて説明することを2分で言うと…(別掲)いろいろな言い方を工夫してください。伝える中身はここです。ここが、2018年に私たちが進めなければならない運動の一番要になるところなんです。」

(対話2分バージョン)

2015年の安保法制が成立するまでの自衛隊は海外でアメリカ軍と一緒に軍事行動することについては憲法違反だという前提になっていました。しかし2015年9月19日に強行採決され、2016年3月19日に施行された安保法制のすべての法律には自民党が改憲案に盛り込もうとした「国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動」すなわち日本軍がアメリカ軍と一緒に世界で軍事行動ができるという文言が全部入っているんです。その文言を法律で担った「自衛隊」という組織名が憲法に書き込まれた瞬間自衛隊は戦争ができる組織に変質してしまうんです。今自衛隊がそうでないのは憲法9条2項がしっかり守られているからです。これを変えてはいけないんですよ。



許せぬ！

ごまかし答弁

後法優先の原則を利用した9条破壊の意図を隠す

「(憲法9条)2項をそのまま残すという、私の提案においては、2項の制限がかかるということは、フルスペックの集団的自衛権の行使は認められないのではないかと考えている」(1月30日衆議院予算委員会で、安倍首相自身の「3項で自衛隊を明記」することの意味を説明したもの)

9条1項(戦争放棄)は、破滅的な第二次世界大戦を経験した人類が、英知を結集した「国連憲章」の、戦争を犯罪とする原理(憲章第2条)を継承したものです。その国連憲章でも、第51条で個別的・集団的自衛権の行使と軍備の保持を認めていますが、日本国憲法9条2項は、国連憲章も認める「軍備の保持」「交戦権」をも否定しているのです。非戦・非武装の第2項こそが日本国憲法9条の神髄です。



陸上自衛隊のホームページから引用

この条項があるからこそ、2015年9月「成立」の安保関連法(戦争法)で「駆付け警護」の新たな任務が付与され、南スーダンに派遣された自衛隊部隊が撤退せざるを得なかったのです。

“現行9条1項・2項をそのまま残し、3項で自衛隊を明記する”という安倍加憲論は、現行9条を残すのではなく、「戦争法」に定められた任務を負う自衛隊を新たに明記することで、「後法優先の原理」により従来の戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認の9条を、アメリカと一緒に世界中で戦争することのできる9条に変質させるというのがねらいです。「2項の制限がかかるので、フルスペック(完全仕様)の集団的自衛権の行使は認められない」というごまかしは、逆に「3項の解釈で、1・2項を無効化する」という強い意志のあらわれと見なければなりません。

自民党内では「安倍案」を柱にまとめようとしていることが報じられていますが、「安倍案」とは別に、自民党有志議員により、“現行2項はそのまま残し、3項に「前2項の規定は自衛権の発動を妨げない」との条文を加える案”の提出が検討されているとも伝えられています。



陸上自衛隊のホームページから引用

一見、安倍案よりもさらに穏やかな表現になっていますが、「後法優先の原理」がある以上、また、「自衛隊が「戦争法」の任務を背負っている限りは、現行9条2項の無効化に照準を定めているという点ではなんら変わるものではありません。

今後の予定

- 2月21日（水）18:00～西宮市民会館アミティホール

ビッグ鼎談

主催：西宮革新懇（平和・民主・革新の日本をめざす西宮の会）

「憲法が生きる政治へ」 内田 樹さん（神戸女学院大学名誉教授） 石川康弘さん（神戸女学院教授） 富田宏治さん「関西学院大学教授」

- 3月1日（木）18:30～20:00 神戸市勤労会館大ホール

「戦争させない、9条壊すな！5・3兵庫憲法集会」プレ集会

主催：戦争させない、9条壊すな！5・3総がかり行動兵庫県実行委員会

講演：「憲法を守る力つくる 今、何故3000万人署名なのか」（仮題）

講師：内田 樹さん

- 3月下旬～4月上旬（日時未定） 西公民館セミナー室

学習会「でたらめな国民投票法」

主催：宝塚九条の会 講師：杉島幸生弁護士（予定）

- 5月3日（木・祝）14:00～ 神戸・東遊園地

「戦争させない、9条壊すな！5・3兵庫憲法集会」

主催：戦争させない、9条壊すな！5・3総がかり行動兵庫県実行委員会

- 5月末 集会「ありがとう9条 宝塚市民アクション」（仮称）

主催「安倍9条改憲を阻止する宝塚市民の会」末広公園で1000人以上の規模で

- 6月中旬 東公民館 ドキュメンタリー映画「ザ・おもいやりPart II」

主催：宝塚九条の会

詳細は続報

宣伝活動等の予定

2月	21日	新日本婦人の会	逆瀬川駅	13:00～14:00
		議員有志の会 毎水曜日	逆瀬川駅	17:30～18:30
	28日	議員有志の会	宝塚駅	17:30～18:30
3月	7日	〃	逆瀬川駅	17:30～18:30
	14日	〃	宝塚駅	17:30～18:30
	19日	宝塚九条の会	小林駅	17:00～18:00
	21日	議員有志の会	逆瀬川駅	17:30～18:30

議員有志の会：平和と民主主義を守る宝塚議員有志の会（市議会議員8名 県議会議員1名）
（市議会議員）井上聖さん 大島淡紅子さん 梶川みさおさん 北野聡子さん 田中こうさん
たぶち静子さん となき正勝さん みとみ稔之さん
（県議会議員）ねりき恵子さん

宣伝活動は参加者が多いほど効果が上がります。最寄りの駅での宣伝に、皆様のご参加をおねがいします。

==== 編集後記 =====

国民の目を欺く罣がまた新たに仕掛けられる。9条1・2項はそのままで3項に「自衛権の発動」を明記する新案が登場／「自衛権」については、現憲法下でも、国家存立のための固有の権利（自然権）として認められているというのが有力な見解。わざわざ「3項」に明記しようとする意図は何か／「『自然権』は『自然人の権利』で国家には適用されない」「したがって国家には自然権に基づく正当防衛権はない」という説もある／門外の者にとっては難解な法哲学論争でごまかそうというつもりか／だが、本質は自衛権行使の手段として直接「自衛隊」を明記する「安倍加憲論」と同じ。現行9条の無効化を狙う新たな仕掛けと言わなければならない。